

RPA、AI-OCR使用許諾 仕様書

1 ソフトウェアの名称 (RPA)

- ・ スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR
- ・ NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR with DX Suite

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 酒田市役所本庁舎及び各総合支所

4 使用許諾の目的 RPA及びAI-OCRの年間ライセンスの取得

5 ライセンスの内容

(1) 製品名

(RPA)

- ・ スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR Professional
- ・ スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR Standard
- ・ NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR with DX Suite

(2) 数量

- ・ スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR Professional
- ・ スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR Standard
- ・ NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR with DX Suite

各1ライセンス

6 引渡し

(1) 引渡し期限 令和8年4月1日

(2) 引渡し場所

- ・ 酒田市企画部デジタル戦略課情報システム係 (酒田市役所7階)
- ・ ライセンスのサーバー内
スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR Professional
スマート自治体プラットフォーム NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR Standard
NaNaTsu (ナナツ) AI-OCR with DX Suite

(3) 引渡し内容 ライセンスの取得

引渡し完了後速やかに業務完了報告を提出し、委託者が行う検査を受けること。

7 検査

(1) 成果物 ライセンスを証することが確認できる書類

(2) 納入場所 酒田市企画部デジタル戦略課情報システム係 (酒田市役所7階)

(3) 検査場所 納入場所と同じ

(4) 検査方法 書類検査及び委託者の指示するパソコンにおける動作確認等

8 使用料

(1) ライセンスの使用料は、引き渡し後に支払うものとする。

- (2) 受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに使用料を請求することができる。
- (3) 委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 ライセンスの帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属と使用許諾期間

ソフトウェアのライセンスは開発元であるシステム開発会社に帰属する。システム運用によって蓄積されるデータ、シナリオ等の著作権、利用権は委託者に帰属するものとし、ソフトウェアの使用許諾期間は引き渡し期限から1年間とする。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

10 その他

- (1) 本業務に必要となる機器、媒体、事務用品、交通費等については、受託者の負担とする。
- (2) 委託者からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。